



2019年12月18日  
リスクモンスター株式会社

## eラーニング「反社会的勢力との取引管理 入門講座」リリース 「反社会的勢力の排除」に向けた基礎知識を学習

法人向けクラウドサービスを提供するリスクモンスター株式会社(本社:東京都中央区、代表取締役社長:藤本太一、以下リスモン)は、2019年12月23日(月)より、eラーニング「反社会的勢力との取引管理 入門講座」の提供を開始いたします。

反社会的勢力との取引管理 入門講座 :

<https://www.cybaxuniv.jp/course/cb0647/>

平成19年6月19日、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」が発表されました。この政府指針では、反社会的勢力との関係遮断は企業防衛の観点からも必要不可欠の要請であるとされています。

その後、コンプライアンス意識の高まりもあって、反社会的勢力への対応を強化する流れが加速しています。

「反社会的勢力との取引管理 入門講座」は、反社会勢力と取引するリスクの重大さを理解しつつ、反社会的勢力との関係遮断に向けた具体的な方法を学ぶことができるコースです。

反社会的勢力として対応すべき対象先を明確にし、以下4つの要素を押さえながら取引管理の方法を学ぶことができます。

- ・反社会的勢力の「定義」、「対象先」
- ・反社会的勢力と「取引するリスク」
- ・反社会的勢力に対する「社会、業界の動向」、「暴力団排除条例」
- ・反社会的勢力との「関係遮断方法」、「反社チェック」

本サービスは、リスモンの連結子会社であるサイバックス株式会社(以下サイバックス、本社:東京都中央区)が制作したeラーニングであり、リスモンの研修サービス「サイバックス Univ.」にて提供いたします。

## ■コース紹介

### 【コース名】

反社会的勢力との取引管理 入門講座

### 【ねらい】

近年、反社会的勢力に関する事件や不祥事によって、反社会的勢力の排除に向けた動きが活発化しています。企業においては、コンプライアンスの観点から反社会的勢力の排除に向けた対応強化が欠かせません。本コースでは、社会人に必要不可欠となる反社会的勢力に関する知識を学びます。

### 【目次】

反社会的勢力とは／反社会的勢力と取引するリスク／反社会的勢力に関する社会の動き／反社会的勢力に対する各業界の動向／反社との関係遮断の実践方法／修了試験

【標準学習時間】 0.5 時間

### 【画像イメージ】

【第1章 反社会的勢力と取引するリスク】

#### 反社会的勢力と取引するリスク



取引を継続するリスクとして、法令リスクや契約違反リスク、金融機関との取引停止リスク、入札参加資格喪失リスク、監督官庁による処分を受けるリスク、証券取引所による処分を受けるリスク等があります。

法令リスクには、罰則条項違反等により、勸告や公表、防止命令、罰則等の制裁を受ける可能性があります。また、契約違反リスクには、契約書に罰則条項を導入している企業から契約違反として取引を解除される可能性があります。金融機関との取引停止リスクには、金融機関から必要な融資を受けられず資金繰りが行き詰まり、最悪の場合には倒産に至る可能性があります。入札参加資格喪失リスクには、とくに公共事業に参事している企業が入札停止等により業績悪化に陥る可能性があります。監督官庁による処分を受けるリスクとしては、例えば金融庁から金融機関が業務改善命令等の行政処分を受けて、業界内の信用が失墜、低下する可能性があります。証券取引所による処分を受けるリスクとしては、上場企業が上場廃止に陥る可能性があります。

法令違反	罰則条項違反等による勸告、公表、防止命令、罰則等
契約違反	契約書に罰則条項を導入している企業からの取引解除
金融機関との取引停止	融資の引き上げ、銀行の決済不能
入札参加資格の喪失	公共事業に参加できず、業績悪化に陥る可能性
監督官庁による処分	業務改善命令等により、業界内の信用が失墜
証券取引所による処分	上場企業の場合、上場廃止となる可能性

また、企業にとってマイナスの詳細や評判が広がることによって経営イメージにつながるリスクとして、レピュテーションリスクが存在しています。このレピュテーションリスクとしては、取締役の責任が生じるリスクや、企業毀誉を受けるリスクがあり、代表者や役員が辞任、処分されたり、企業の信用低下や業績悪化につながる可能性があります。

一方、取引を遮断する場合におけるリスクとして、危害を加えられるリスクや不当要求を受けるリスク、訴訟を提起されるリスク、訴訟で敗訴するリスク等があります。これらのリスクは、リスクの適合合いに応じて適切にコントロールすることが重要であり、弁護士を活用しながら、警察等の外部機関と連携して対応することが必要となります。

【第1章 反社会的勢力とは】

#### 1.2 その他の「反社会的勢力」

その他、排除の対象とされる反社会的勢力には以下の属性があります。

- 暴力団準構成員
- 共生者
- 密接な関係者
- 元暴力団員
- 準暴力団

(i) 暴力団準構成員  
暴力団または暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為を行うおそれがある者または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力する者うち暴力団員以外の者をいいます。

(ii) 共生者  
暴力団に利益を供与することにより、暴力団の威力、情報力、資金力等を利用し自らの利益拡大を図る者をいいます。

(iii) 密接な関係者  
暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者をいいます。この密接な関係者の対象として、「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者」や「暴力団員を雇用している者」、「暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者」、「暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している」と認められる者、「暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者」が挙げられます。

監視者は、社会的に非難されるべき関係の例として、「相手が暴力団員であることを分かっていながら、その主催するゴルフ・コンペに参加している場合」、「相手が暴力団員であることを分かっていながら、酒席に飲食を共にしている場合」、「誕生会、結婚式、遠征祝いなどの名目で多数の暴力団員が集まる行事に出席している場合」、「暴力団員が関与する賭博等に参加している場合」を監視庁ホームページで挙げています。

(iv) 元暴力団員  
過去5年以内において暴力団員であった者を排除対象にすることが多いです。偽装脱隊などの実態があるためです。ただし、真に脱退し更生しようとする者については排除対象とすべきではありません。

(v) 準暴力団  
近年、繁華街・歓楽街等において、親定談の元構成員等を中心とする集団による暴行、傷害等の犯罪が頻発しています。この種の集団は、暴力団と同程度の明確な組織性は無いものの、これに属する者が集団的にまたは密接に暴力的不法行為を行っています。こうした暴力団に準ずる集団（以下、「準暴力団」といふ）に属する者の中には、暴力団等の犯罪組織との密接な関係がうかがわれる者も存在しています。

2014年時点では、警察は8集団を準暴力団と位置付けました。さらに、2018年4月には、大阪の半グレを準暴力団と認定したと報道されました（2018年4月14日付け産経新聞）。現在、8集団のうち、公表されているのは、首都圏を中心に活動している「関東連合OBグループ」と「チャイニーズドラゴン」、東京都八王子市周辺で活動している「打越スベクターOBグループ」、東京都大田区周辺で活動している「大田連合OBグループ」の4集団があります。

以上のように、反社会的勢力の定義はあるものの、白黒つけるのは簡単ではなく、黒に近いグレーに対して、いかに注意して対応していくかが課題となります。

【詳細ページ】 <https://www.cybaxuniv.jp/course/cb0647/>

### ■「サイバックス Univ.」とは

月額 45,000 円(税抜)～、研修ポータル・eラーニング・公開研修を低価格でご利用いただける会費制の研修サービスです。

会員企業の利用者は、約 300 コースの豊富なラインアップから、自身にあったプログラムを随時受講できます。階層別研修だけでなく、営業・人事など職種別即戦力プログラムも充実しています。

ホームページ：<https://www.cybaxuniv.jp/>

### ■リスモンの概要(東京証券取引所第二部上場 証券コード:3768)

2000 年 9 月設立。同年 12 月よりインターネットを活用した与信管理業務のアウトソーシングサービス、ASP サービス事業を開始しました。以来、法人会員向けビジネスを要にサービス分野を拡大し、各事業部門・子会社（与信管理サービス、ビジネスポータルサイト（グループウェアサービス等）および BPO サービス）ごとに取り扱うサービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

リスモングループ法人会員数は、2019 年 9 月末時点で 12,509（内、与信管理サービス等 6,377、ビジネスポータルサイト等 3,216、その他 2,916）となっております。

ホームページ：<https://www.riskmonster.co.jp/>

### <本件に関するお問合せ先>

リスクモンスター株式会社 カスタマーセンター 広報担当  
〒103-0027 東京都中央区日本橋2-16-5 RMGビル  
TEL:03-5202-7121 e-mail:[press@riskmonster.co.jp](mailto:press@riskmonster.co.jp)